

健診者様の権利

1. 健診を受ける権利

健診者様は、その生命、身体、人格を尊重され、自らの状況を理解するため平等で良質な健診を受ける権利があります。

2. 説明を受ける権利

健診者様は、健診内容の事前説明、健診後の検査結果や二次検査の目的・方法及びその結果、症状経過について十分に理解できるまで説明を受ける権利があります。

3. 健診選択の自己決定権

健診者様は、健診機関を自由に選択する権利と変更する権利や検査内容の選択あるいは拒否する権利があります。

4. プライバシーの保護

健診者様は、自らに関する健診情報を自己の検査に直接関与する医療従事者以外の第三者に対し、開示されない権利を有し、プライバシーが守られる権利があります。

5. 情報開示を求める権利

健診者様は、自らの健診内容記録について開示を求める権利があります。

6. 苦情申立

健診者様は、検査内容や施設、接遇について苦情の申し立てをする権利があります。